

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月13日
【事業年度】	第58期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）
【会社名】	株式会社フルヤ金属
【英訳名】	FURUYA METAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古屋 堯民
【本店の所在の場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03-5977-3377
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 松本 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
【電話番号】	03-5977-3377
【事務連絡者氏名】	財務・経理部長 松本 重幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年9月28日に提出いたしました第58期（自 2025年7月1日 至 2026年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（4）【役員の報酬等】

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（4）【役員の報酬等】

d. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

（訂正前）

・役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当事業年度に係る取締役の報酬額につきましては、2023年9月26日開催の第55期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と改める決議いただいております。なお決議には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役2名）です。

当事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2024年9月26日開催の実績報告会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額決定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、独立社外取締役が過半をしめる任意の指名・報酬諮問委員会に取締役会から諮問し、その答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」を上程しており、当該決議が承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額15億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）となる予定です。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

（訂正後）

・役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当事業年度に係る取締役の報酬額につきましては、2023年9月26日開催の第55期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と改める決議いただいております。なお決議には取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれません。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役2名）です。

当事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2025年9月25日開催の実績報告会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額決定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、独立社外取締役が過半をしめる任意の指名・報酬諮問委員会に取締役会から諮問し、その答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、2026年9月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額15億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）となる予定です。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。